

平成 20 年 12 月 吉日

お客様各位

日の出証券株式会社

上場株券等をお預けいただいているお客様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび次のとおり、お客様との「保護預り約款」を一部変更させていただくこととなりましたので、ご了承ください。

〔変更の内容〕

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」という。）に基づき、平成 21 年 1 月 5 日を目途に、上場株券等の電子化（ペーパーレス化）を柱とする上場株式等の振替制度（新制度）が開始されることとなっております。

今般の変更は、新制度の振替機関である株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程等が制定され、新制度への移行のための手続きが確定いたしましたことから、お客様が当社にお預けいただいている上場株券等の新制度への移行に係る諸手続き等について、当社が対応することにご同意をいただくために、次に掲げる該当条項のとおり取り扱うこととするものです。

〔変更する条項〕

約款第 24 条を第 25 条とし、第 25 条を第 26 条として次のとおりとする。

（振替法の施行に伴う手続き等に関する同意）

第 25 条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第 2 条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第 1 号から第 14 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

1. 振替法の施行日（平成 21 年 6 月 8 日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「施行日」といいます。）の 2 ヶ月以内の当社が定める日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと

2. 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと
3. 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
4. 施行日の1月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること
5. 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。）を機構に通知すること
6. 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
7. お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
8. 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること
9. 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
 - ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと
 - ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
10. 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること

11. 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限り。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
12. 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
13. 上記の他、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
14. 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

おって、この約款の変更は、下記の事項と併せてご理解いただいたうえ、平成20年12月29日までに異議のお申し立てがない場合には、現行の約款第25条（変更後は第26条）の規定によりご同意いただいたものとして処理させていただきますので、ご了承ください。

記

1. 上場株式等の振替制度への移行と電子化

平成21年1月5日を目途に、上場株式等の振替制度が開始されますが、原則として（上場株式については全て）当該振替制度実施日に一斉に振替制度へ移行することとしております。なお、本約款改正に同意しなかった場合、当該上場株券等の券面は無効となり、発行会社が設定する口座（特別口座）による管理となり、売却等について所要の手続きが必要となり、時間を要することとなりますので、ご注意ください。

2. 上場株式等振替制度における取扱対象株式等

- ・ 上場株式
- ・ 上場新株予約権
- ・ 上場新株予約権付社債
- ・ 非上場新株予約権又は非上場新株予約権付社債のうち、その新株予約権の目的である株式が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの
- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口のうち、上場されているもの
- ・ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資のうち、上場されているもの

3. 上場株式等の振替制度への移行前における証券の引出し制限

新制度への移行（電子化）にご同意いただいた上場株券等については、移行前の一定期間

及び移行後は、原則として証券の引出しを行うことが出来なくなりますのであらかじめご了承ください。

4. 異議のお申し立てがあった場合

この約款の変更について異議のお申し立てのあった上場株券等については、発行会社が設定する口座（特別口座）における管理となります。

なお、特別口座における管理となった当該上場株券等に担保が設定されている場合、担保権設定者名義の特別口座による管理となる可能性がありますので、ご注意ください。

5. 上場株式等の振替口座簿による管理

上場株券等の電子化に伴い、お客様の有価証券を「保護預り」によりお預りする従来の方式から、当社が口座管理機関となって「振替口座簿」により管理する方式に変わります。当該方式の変更に係るお客様からの特段のお手続きは不要です。

以 上